

2024 年 9 月 25 日 全 8 頁

NISA の利便性向上などを要望

令和 7 年度税制改正要望-金融・証券税制

金融調査部 研究員 平石隆太

[要約]

- 2024 年 8 月末に各官公庁から公表された令和 7（2025）年度税制改正要望につき、金融・証券に関する事項について解説する。
- 金融庁から NISA（少額投資非課税制度）のつみたて投資枠にアクティブ ETF（上場投資信託）を加えることが要望された。加えて、NISA の利便性向上のための金融機関変更時の即日買付の導入や ETF の最低取引単位の見直しも求めている。
- 相続税に係る物納の申請件数は減少傾向にある。金融庁から換金性の高い上場株式等について物納を利用しやすくするための特例措置や、相続税に係る上場株式等の評価方法等の見直しが要望された。
- エンジェル税制のプレシード・シード特例や起業特例に係る非課税措置が適用されるには、再投資期間内にスタートアップ等に投資しなければならない。経済産業省はこの再投資期間の延長を要望した。
- その他、結婚・子育て資金一括贈与や住宅ローン減税など既存の税制措置の延長なども要望されている。

1. はじめに

2024 年 8 月末に各官公庁から令和 7（2025）年度税制改正要望が公表された。本稿ではこれらの税制改正要望のうち金融・証券に関する事項について解説する。取り上げた事項は要望の段階であり、実現するには年末に公表される税制改正大綱に記載された後、年明けの通常国会で法として成立・施行される必要がある。

図表 1：令和 7 年度税制改正要望に係る金融・証券関連事項一覧

項目	要望官庁	要望内容
NISA の対象商品追加	金融庁	アクティブ ETF をつみたて投資枠の対象商品に加える。
NISA の利便性向上	金融庁	NISA 口座の金融機関変更時に即日買付を可能にする。ETF の最低取引単位を見直す。
上場株式等の相続税	金融庁	換金性が高い上場株式等の相続税納付について物納を利用しやすくする。上場株式等の相続税評価方法等を見直す。
エンジェル税制	経済産業省	税制措置の対象となるための再投資期間を延長する。
iDeCo	厚生労働省 (金融庁)	厚生労働省の社会保障審議会企業年金・個人年金部会の議論を踏まえて、税制措置を講ずる。
金融所得課税の一体化	金融庁 (農林水産省・経済産業省)	金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大する。
結婚・子育て資金一括贈与	こども家庭庁 (金融庁)	適用期限を 2027 年 3 月 31 日まで延長する。
生命保険料控除	金融庁	新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23 歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の 4 万円の適用限度額に対して 2 万円の上乗せ措置を講ずる。
住宅ローン減税	国土交通省	2024 年に実施されている子育て世帯・若者夫婦世帯への特別措置を 2025 年も実施する。

(注) 要望官庁の括弧書きは共同要望している官庁である。

(出所) 各省庁令和 7 年度税制改正要望より大和総研作成

2. NISA 関連事項

アクティブ ETF の要件の整備

金融庁から、NISA のつみたて投資枠の対象商品に、アクティブ ETF を加えるための要件整備が要望された。アクティブ ETF とは、何らかの指数に連動するインデックス ETF と対になる商品であり、ベンチマークを上回るリターンを目指す ETF を指す¹。東京証券取引所（以下、東証）は 2023 年 6 月に有価証券上場規程等を改正し、アクティブ ETF（規程においては「内国アクティブ運用型 ETF」）の上場を認め²、現在、13 銘柄が上場されている。

現行制度ではつみたて投資枠の対象となる ETF の要件として、インデックス ETF を前提に、指定された指数に連動し、信託報酬率が年率 0.25%（税抜き）以下であることなどが求められている。

アクティブ ETF は銘柄選別などにコストがかかり、現状、東証に上場するアクティブ ETF に信託報酬率 0.25%（税抜き）以下のものは少ない³。一方、つみたて投資枠の対象となる国内公募株式投資信託の信託報酬率の上限は、インデックスファンドで 0.5%以下（海外型は 0.75%

¹ アクティブ ETF については、瀬戸佑基・森駿介「[諸外国におけるアクティブ ETF の動向](#)」（大和総研レポート、2023 年 5 月 29 日）を参照。

² 東京証券取引所「[内国アクティブ運用型 ETF の上場制度の整備に係る有価証券上場規程等の一部改正について](#)」（2023 年 6 月 29 日）

³ 現状、東証に上場するアクティブ ETF のうち 3 銘柄が信託報酬率 0.25%（税抜き）以下であるが、いずれも一定の残存期間の米国債を機械的に組み入れる ETF である。

以下)、アクティブファンドで1%以下（海外型は1.5%以下）とされており、アクティブファンドの要件の方が緩和されている。したがって、アクティブETFをつみたて投資枠の対象とする際には、信託報酬率の上限の水準も焦点となるだろう。

図表2：アクティブETFに関する要望

現状	つみたて投資枠のETFの要件
	・指定指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う ・指定指数はTOPIX・日経平均株価・MSCI World Indexなど



つみたて投資枠でもアクティブETFが利用可能となるように要件整備

（出所）金融庁「[令和7（2025）年度税制改正要望について](#)」（2024年8月30日）、法令を基に大和総研作成

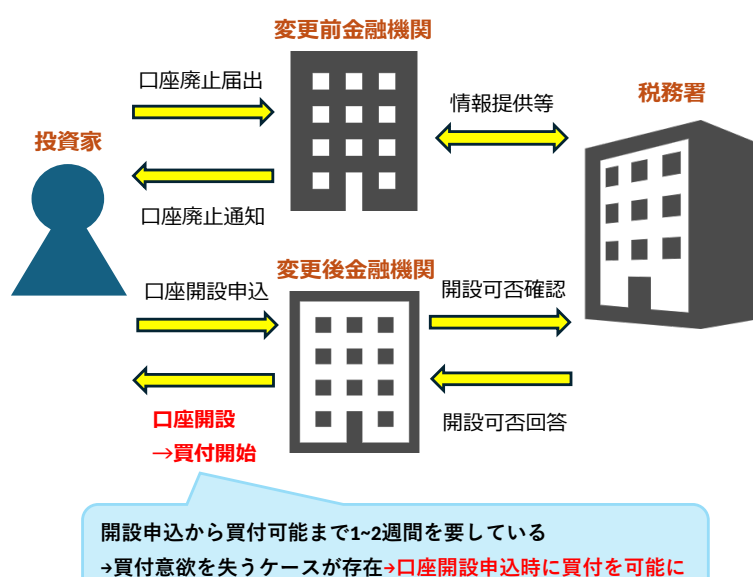
利便性向上に関する諸整備

金融機関変更時の即日買付

現在、NISA口座を初めて開設する際の税務署による口座開設可否の確認は、開設後の確認でもよいこととなっており、口座開設申込時に買付を行うことが可能な仕組みとなっている。

一方、既に他社でNISA口座を開設している者が、NISA口座の金融機関変更を行う場合は、変更後金融機関に口座開設の申込後、税務署による口座開設可否の確認を事前に受けた後に初めて買付が可能になる仕組みとなっている。このため、変更後金融機関に口座開設を申し込んでから買付が可能になるまでに1～2週間を要する。この間に買付意欲を失うケースが存在することから、口座開設申込時に買付を可能にすることが要望された。

図表3：金融機関変更時の即日買付



（出所）金融庁「[令和7（2025）年度税制改正要望について](#)」（2024年8月30日）を基に大和総研作成

つみたて投資枠における ETF の最低取引単位の見直し

現行の規定では、つみたて投資枠の対象となる ETF の要件として最低取引単位が 1,000 円以下であることが定められている。しかし、東京証券取引所において、売買単位あたりの価格が 1,000 円以下のつみたて投資枠対象となるインデックス ETF は存在しない。このため、つみたて投資枠で ETF の買付を可能にするためには、証券会社等が 1 売買単位の ETF の受益権を小口に分割するしくみを投資家に提供する必要があり、証券会社等のシステム構築に負担となる。

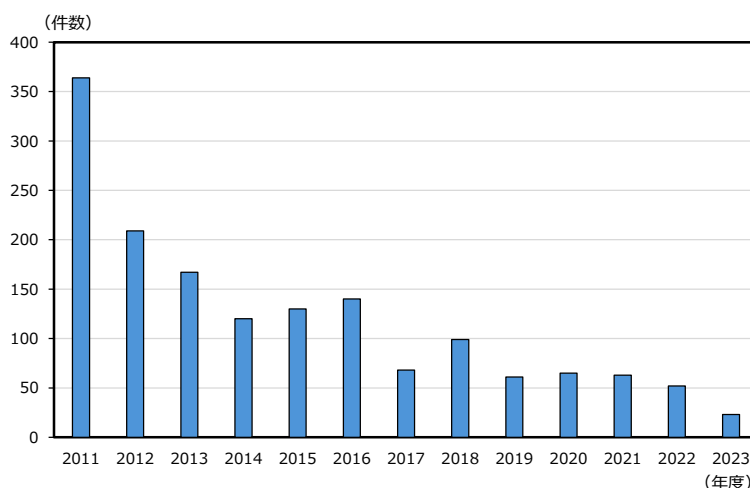
以上の課題への対応として、NISA における ETF の利便性向上の観点から、金融庁より ETF の最低取引単位の見直しが要望された。

3. 上場株式等の相続税

相続税は延納⁴によっても金銭で納付することが困難である場合には、納付が困難な金額を限度として相続財産による納付（物納）が可能である。物納を利用する場合には、相続税の納期限までに必要書類を添付した物納申請書を税務署に提出しなければならない。物納申請書が提出されると、3 ヶ月以内に税務署長が物納の許可または却下を行う。申請が却下された場合には、納期限の翌日から納付の日まで利子税を負担する必要がある。

しかし、上記の手続きが煩雑であることや「延納によっても金銭で納付することが困難」の要件を満たせないといった要因から、物納の利用実績は限定的であり近年は申請件数も減少している。

図表 4：相続税物納の申請状況



（出所）国税庁「相続税の物納処理状況等」より大和総研作成

今回の税制改正要望では、金融庁から換金性が高い上場株式等について物納を利用しやすく

⁴ 相続税を金銭で一括納付することが困難な場合に、申請と担保提供により年賦で納めることである。

する特例措置が要望された。加えて、相続税に係る上場株式等の評価額は被相続人の死亡の日（相続開始の日）の時価によって決定される⁵ため、株価の下落に備えて相続開始前に売却されるケースが確認されている。相続への備えを目的とした上場株式等の売却が見られることは、国民の資産選択に歪みを与えているといった指摘がなされているため、上場株式等に係る相続税評価方法等の見直しも求められた。物納に係る手続きは金融庁の令和4（2022）年度税制改正要望から、相続税評価方法の見直しは平成28（2016）年度から継続して要望されている。

4. エンジェル税制の拡充

エンジェル税制とは、スタートアップへの投資を促すためのスタートアップ投資を行った個人投資家に対する税制優遇措置である。主にスタートアップへの投資額をその年の総所得金額または株式譲渡益から控除する措置と、スタートアップへの投資で得た譲渡益をスタートアップに再投資した場合に得られる譲渡益が非課税となる措置で構成されている。

図表5：現行のエンジェル税制

投資時点	エンジェル投資	優遇措置A	・（スタートアップへの投資額－2,000円）をその年の総所得金額から控除 ・控除上限額は総所得金額×40% or 800万円のいずれか低い方
		優遇措置B	・スタートアップへの投資額をその年の株式譲渡益から控除 ・上限はなし
		プレシード・シード特例	・スタートアップへの投資額をその年の株式譲渡益から控除 ・上限はなし（年間20億円までは非課税）
	自己資金による起業	起業特例	・スタートアップへの投資額をその年の株式譲渡益から控除 ・上限はなし（年間20億円までは非課税）

※文中赤字箇所は、譲渡益が発生した年内にスタートアップに再投資しなければ適用されない

（出所）経済産業省「[令和7年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】](#)」（2024年8月30日）より大和総研作成

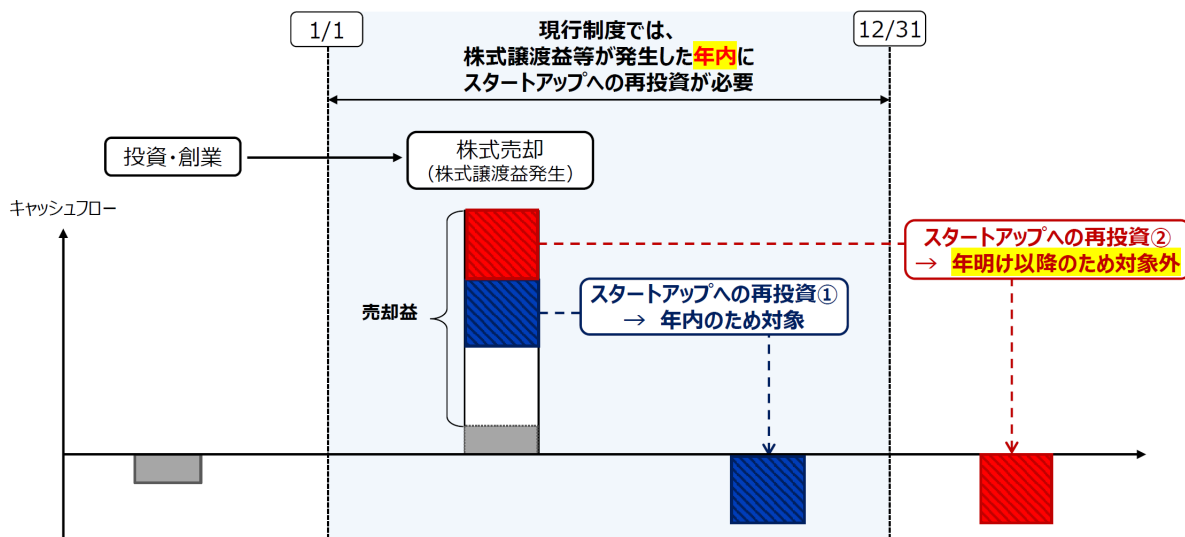
優遇措置A・Bは、投資した年の総所得金額または株式譲渡益からスタートアップへの投資額を控除できる。プレシード・シード特例と起業特例では、投資額の株式譲渡益からの控除に加えて、スタートアップへの投資で得た譲渡益を再投資した場合に得られる譲渡益に対する非課税措置も規定されている。

プレシード・シード特例や起業特例に係る譲渡益の非課税措置を適用するには、譲渡益が発生した年内に当該譲渡益をスタートアップに再投資しなければならない。この点については、投資先を十分に検討する時間が得られないため、スタートアップへの投資促進という税制の効果が薄れる恐れがあると指摘されている。そこで、この指摘に対応するため、経済産業省は再投資

⁵ 厳密には、相続開始日の時価と、相続開始日の属する月・その前月・その前々月それぞれの終値平均額のうち最も低い価額で評価される。

期間の延長を要望している。

図表 6：エンジェル税制の再投資期間のイメージ



（出所）経済産業省「[令和7年度税制改正に関する経済産業省要望【概要】](#)」（2024年8月30日）より大和総研抜粋

5. iDeCo

厚生労働省はiDeCo（個人型確定拠出年金）等の私的年金制度に関して、社会保障審議会企業年金・個人年金部会での議論を踏まえて税制措置を講ずることを要望した。具体的な措置については審議会での議論が待たれるが、現状ではiDeCoの拠出限度額及び加入可能年齢の引上げが議論されている。仮にこれらの引上げが実現しても、引き続き拠出額全額につき所得税・住民税の所得控除の対象となるだろう。

6. 金融所得課税の一体化

2016年1月より、金融所得の損益通算の範囲は特定公社債等にまで拡大されているが、デリバティブや預貯金については損益通算が認められていない。金融庁は前年に引き続き、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備等を目的として、金融商品に係る損益通算範囲について、デリバティブや預貯金への拡大を要望した（農林水産省・経済産業省が共同要望）。

与党の令和6年度税制改正大綱⁶では、金融所得課税の一体化について「意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する」として検討事項とされた。デリバティブを含む金融所得課税の一体化は、10年以上にわたって税制改正大綱で検討事項とされているが実現していない。

⁶ 自由民主党・公明党「[令和6年度税制改正大綱](#)」（2023年12月14日）

7. 既存制度の延長など

結婚・子育て資金一括贈与の拡充・延長

受贈者（18 歳以上 50 歳未満）が結婚・子育て資金に充てるため、贈与者（受贈者の直系尊属である父母や祖父母）から受けた贈与のうち 1,000 万円までの金額に相当する部分については贈与税が非課税となる制度が 2025 年 3 月 31 日までの期限で設けられている。こども家庭庁はこの制度について 2027 年 3 月 31 日までの適用期限延長を要望した（金融庁が共同要望）。

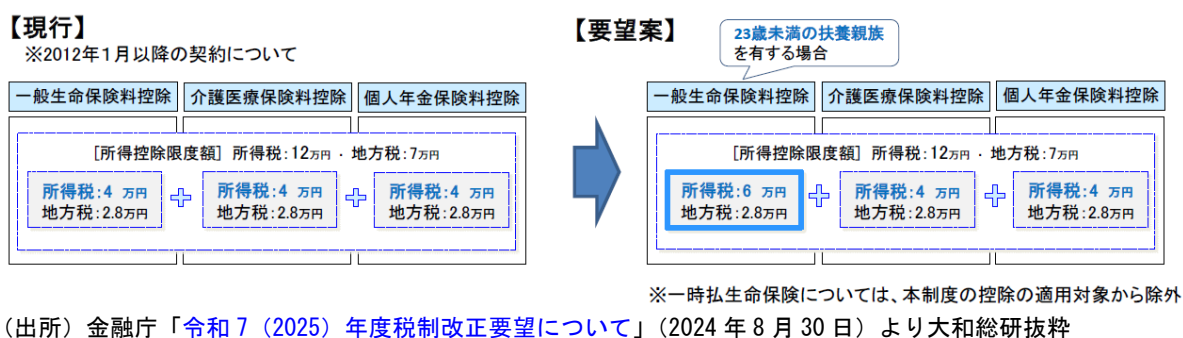
現在、本制度の子育て資金として認められているのは、受贈者の不妊治療や妊娠中に要する費用、未就学児の医療費等と定められている。これらに加えて、「乳児等通園支援事業⁷」に係る費用を追加するなどの要件の緩和も要望された。

ただ、本制度について前回の期限延長（2023 年 3 月 31 日→2025 年 3 月 31 日）が示された与党の令和 5 年度税制改正大綱⁸では、「利用件数が低迷している等の状況にあり、次の適用期限の到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度の廃止も含め、改めて検討する」と記載されている。今回、追加となる期限延長が認められるには制度の有用性が示される必要があるだろう。

生命保険料控除

金融庁は生命保険料控除について与党の令和 6 年度税制改正大綱⁹で示された内容で措置することを要望した。令和 6 年度税制改正大綱には、「所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23 歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の 4 万円の適用限度額に対して 2 万円の上乗せ措置を講ずる」と記載されている。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の合計適用限度額は現行の 12 万円から変更されない予定である。

図表 7：生命保険料控除の概要



⁷ 親の就労にかかわらず 3 歳未満の子供を時間単位などで保育園等に預けられるようにする制度である。一般的に「こども誰でも通園制度」とも称されている。

⁸ 自由民主党・公明党「[令和 5 年度税制改正大綱](#)」（2022 年 12 月 16 日）

⁹ 前掲脚注 6 文書参照。

住宅ローン減税の延長

住宅ローン減税に関しては、令和 6（2024）年度税制改正¹⁰において、以下の図表 8 に示した通り、子育て世帯及び若者夫婦世帯¹¹における住宅ローン減税が 2024 年に限り拡充された。具体的には、子育て支援の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯における住宅ローン減税の対象となる借入限度額について、新築等の認定住宅については 500 万円、新築等 ZEH 水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については 1,000 万円がそれぞれ上乗せされた。また、新築住宅の床面積要件について合計所得金額 1,000 万円以下の者に限り 40 m²に緩和された。

国土交通省は、これら 2024 年度改正と同様の限度額上乗せ等の措置を令和 7（2025）年度税制改正でも要望している。2024 年度改正と同様の措置を 2025 年にも適用することは令和 6 年度税制改正大綱で示されていた。この内容を改めて要望するものである。

図表 8：住宅ローン減税の現状

2024年と同様の措置を要望					
控除率:0.7%		(入居年)	2022・23(令和4・5)年	2024(令和6)年	2025(令和7)年
借入 限度 額	新買 築取 住再 宅販	長期優良住宅・ 低炭素住宅	5,000万円	※4,500万円⇒5,000万円 (500万円上乗せ)	4,500万円
		ZEH水準 省エネ住宅	4,500万円	※3,500万円⇒4,500万円 (1,000万円上乗せ)	3,500万円
		省エネ基準 適合住宅	4,000万円	※3,000万円⇒4,000万円 (1,000万円上乗せ)	3,000万円
		所得要件			
床面積要件		50㎡以上 (新築の場合、2024年までに建築確認がなされたもの:40㎡以上(この要件のみ所得要件1,000万円以下))			

2024年と同様の措置を要望

2024年と同様の措置を要望（2025年まで延長）

※を付した箇所の上乗せは子育て世帯・若者夫婦世帯のみに適用される

(出所) 国土交通省「令和 7 年度 国土交通省税制改正要望事項」(2024 年 8 月 27 日) より大和総研作成

【以上】

¹⁰ 前掲脚注 6 参照。

¹¹ 子育て世帯は「19 歳未満の子を有する世帯」、若者夫婦世帯は「夫婦のいずれかが 40 歳未満の世帯」を指す。